

福岡県公報

平成十九年二月二十八日
第二千六百四十七号
増刊 ②

目次

規則(第八号)

○福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則を廃止する規則

(労働政策課) ……………一

議会

○福岡県議会会議規則の一部を改正する規則

人事委員会

○福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) ……………二

規則

福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第八号

福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則を廃止する規則

福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則(昭和四十六年福岡県規則第四十号)は、

廃止する。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

議会

福岡県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めた。

平成十九年二月二十八日

福岡県議会議長 藤 田 陽 三

福岡県議会会議規則の一部を改正する規則

福岡県議会会議規則(昭和三十一年九月十七日議決)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、第九号の二様式により、その案をそなえ、理由を付して、委員長名をもって、あらかじめ、議長に提出しなければならない。

第十一条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会が意見書案又は決議案を提出しようとするときは、第十号の二様式により、その案をそなえ、理由を付して、委員長名をもって、あらかじめ、議長に提出しなければならない。

第十二条第二項中「提出者全部から第十一号様式による文書をもって」を「第十条第一項及び前条第一項の規定により提出されたものは提出者全部から第十一号様式により、第十条第二項及び前条第二項の規定により提出されたものは委員長から第十一号の二様式により、」に改める。

第九号様式の次に次の一様式を加える。

第9号の2様式(第10条関係)

福岡県議会議長 殿

平成 年 月 日

提出者 ○委員会議長 氏 名 印

理由

標記の条例案を次の理由により提出する。

条例案

号議案 委員会提出第

第十号様式の次に次の一様式を加える。
第10号の2様式（第11条関係）

福岡県議会議長 殿

平成 年 月 日

提出者 ○委員会議長 氏 名 印

理由

提出する。

標記の意見書（決議）案を次の理由により

に関する意見書（決議）案

号 意見書（決議）案第

第十一号様式の次に次の一様式を加える。

第11号の2様式（第12条関係）

福岡県議会議長 殿

平成 年 月 日

提出者 ○委員会議長 氏 名 印

記

議案等の撤回請求書

月 日提出した左記案件は、撤回し
たいので請求します。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

福岡県人事委員会規則第三号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十二条第一項第三号中「及び国立大学法人に属する職」を、「国立大学法人に属する職及び公立大学法人に属する職」に改める。

別表第四第七号を次のように改める。